独 立 役 員 届 出 書

1．基本情報

会社名	アイダエンジニアリング株式会社	コード	6118
提出日	2020/6/11	異動（予定）日	2020/6/29
独立役員届出書の提出理由	定時株主総会に社外役員の選任議案が付議されるため。		
☑ 独立役員の資格を充たす者を全て独立役員に指定している（※1）			

2．独立役員・社外役員の独立性に関する事項

番号	氏名	社外取締役／社外監査役	独立役員	役員の属性（※2・3）													異動内容	本人の同意
				a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	該当なし		
1	大磯　公男	社外取締役	○										△					有
2	五味　廣文	社外取締役	○													○		有
3	牧野　二郎	社外取締役	○													○		有
4	松本　誠郎	社外監査役	○													○		有
5	巻之内　茂	社外監査役	○													○		有
6	近藤　総一	社外監査役	○										△				新任	有

3．独立役員の属性・選任理由の説明

番号	該当状況についての説明（※4）	選任の理由（※5）
1	大磯公男氏は、2010年6月まで当社の取引先である第一生命保険株式会社の取締役に就任していました。同社と当社との間には、保険契約（保険料：年間約3億円）や金銭借入（5億円）等の取引が存在しています。	大磯公男氏は、2012年6月に当社社外取締役に就任して以来、生命保険会社における経営者としての豊富な経験と高い見識に基づき、独立した客観的な立場から、当社の経営上有用な助言・提言をいただいております。また、同氏は東京証券取引所の独立性基準に照らしても、一般株主と利益相反が生ずるおそれが無く、独立役員に適任であると判断し、独立役員に指定しております。
2	該当事項はありません。	五味廣文氏は、2015年6月に当社社外取締役に就任して以来、元金融庁長官等として国の金融行政に携わったことによる豊富な経験と高度な専門知識に基づき、独立した客観的な立場から、当社の経営上有用な助言・提言をいただいております。また、同氏は東京証券取引所の独立性基準に照らしても、一般株主と利益相反が生ずるおそれが無く、独立役員に適任であると判断し、独立役員に指定しております。
3	該当事項はありません。	牧野二郎氏は、2019年6月に当社社外取締役に就任して以来、工作機械ビジネスに関する十分な知見と上場企業の経営者としての豊富な経験と高い見識に基づき、独立した客観的な立場から、当社の経営上有用な助言・提言をいただいております。また、同氏は東京証券取引所の独立性基準に照らしても、一般株主と利益相反が生ずるおそれが無く、独立役員に適任であると判断し、独立役員に指定しております。
4	該当事項はありません。	松本誠郎氏は、2010年6月に当社社外監査役に就任して以来、金融及び経営に関する幅広い知識や豊富な経験と高い見識に基づき、独立した客観的な立場で、取締役及び業務執行者の職務執行の監督を行っていただいております。また、同氏は東京証券取引所の独立性基準に照らしても、一般株主と利益相反が生ずるおそれが無く、独立役員に適任であると判断し、独立役員に指定しております。
5	該当事項はありません。	巻之内茂氏は、2013年6月に当社社外監査役に就任して以来、弁護士としての豊富な経験と高度な専門知識に基づき、独立した客観的な立場で、取締役及び業務執行者の職務執行の監督を行っていただいております。また、同氏は東京証券取引所の独立性基準に照らしても、一般株主と利益相反が生ずるおそれが無く、独立役員に適任であると判断し、独立役員に指定しております。
6	近藤総一氏は、2012年5月まで当社の取引先である第一生命保険株式会社の財務部長に就任していました。同社と当社との間には、保険契約（保険料：年間約3億円）や金銭借入（5億円）等の取引が存在しています。	近藤総一氏は、生命保険会社において、主に財務関連業務等に携わるとともに、同社の常任監査役や常勤監査等委員として監査業務にも従事し、これらの分野で豊富な経験と知見を有していることから、独立した客観的な立場から、取締役及び業務執行者の職務執行の監督を行っていただくことを期待しております。また、同氏は東京証券取引所の独立性基準に照らしても、一般株主と利益相反が生ずるおそれが無く、独立役員に適任であると判断し、独立役員に指定しております。

4．補足説明

当社における「社外役員の独立性判断基準」は以下のとおりです。

原則として、現在又は過去3年以内において以下のいずれの要件にも該当しない者とする。
(1) 当社を主要な取引先とする者、又はその者が法人等である場合にはその業務執行者。
(2) 当社の主要な取引先、又はその者が法人等である場合にはその業務執行者。
(3) 当社から役員報酬以外に、多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家又は法律専門家等。
(4) 当社を主要な取引先とするコンサルティング事務所、会計事務所及び法律事務所等の社員等。
(5) 当社から、多額の寄付等を受ける者、又はその者が法人等である場合にはその業務執行者。
(6) 当社の主要株主（総議決権数の10%以上の株式を保有している者）、又はその者が法人等である場合にはその業務執行者。
(7) 次に掲げる者（重要でない者は除く）の近親者。
A. 上記(1)～(6)に該当する者。
B. 当社及びその子会社の取締役、監査役、執行役員及び重要な使用人等。

※1　社外役員のうち、独立役員の資格を充たす者の全員について、独立役員として届け出ている場合には、チェックボックスをチェックしてください。
※2　役員の属性についてのチェック項目
a. 上場会社又はその子会社の業務執行者
b. 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与（社外監査役の場合）
c. 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
d. 上場会社の親会社の監査役（社外監査役の場合）
e. 上場会社の兄弟会社の業務執行者
f. 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
g. 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
h. 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
i. 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
j. 上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
k. 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
l. 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
以上のa～lの各項目の表記は、取引所の規則に規定する項目の文言を省略して記載しているものであることにご留意ください。
※3　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」を表示してください。
近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」を表示してください。
※4　a～lのいずれかに該当している場合には、その旨（概要）を記載してください。
※5　独立役員の選任理由を記載してください。